

(整理番号 2519)

長野地方最低賃金審議会

第 4 回長野県計量器等製造業専門部会 議事録

令和 7 年 12 月 24 日 公開

開催日時	令和 7 年 10 月 30 日 10 時 00 分 ~ 12 時 25 分					
場所	長野労働局 1 階会議室					
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人			
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人			
	使用者代表委員	出席 2 人	定数 3 人			
主要議題	1 長野県計量器等製造業最低賃金の改正審議について 2 その他					
議事録						
開会						
岡田賃金室長						
それでは、これより長野地方最低賃金審議会、令和 7 年度長野県計量器等製造業最低賃金の第 4 回専門部会を開会いたします。まず、定足数の確認ですが、本日は、使用者代表委員の鷺山委員が欠席となり、委員 9 名中 8 名と 3 分の 2 以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本部会は有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の専門部会は原則公開となっており、事務局で傍聴人を募集しましたところ、希望者はいなかつたことを御報告いたします。なお、傍聴人の有無にかかわらず、議事録は原則公開となりますので、ご承知おきください。それでは、これから議事進行につきまして、昆部会長よろしくお願ひいたします。						
昆部会長						
おはようございます。本日予備日となりますので金額審議と発効日について結論を出すことになりますのでよろしくお願いします。審議に入ります前に、本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員からは佐野委員に、使用者代表委員からは鈴木委員にお願いをいたします。						

それでは、金額審議に入ります。前回は、労使双方の合意を得ることができませんでしたが、今回で4回目になりますので、労使が共に歩み寄っていただき、是非、全会一致で結審できるようご協力お願いします。前回までの審議における労使双方の提示状況を確認しますと、労働者側からは77円引上げの時間額1,109円、発効日は法定発効、使用者側からは51円引上げの時間額1,083円、発効日は指定日の令和8年2月1日日曜日で間違いないでしょうか。

(異議なしを確認)

それでは、これから審議をどのように進めたら良いか、ご意見をお伺いしたいと思います。前回から継続して非公開による個別協議を行うか、一旦お戻りいただいて、検討していただいた金額を公開による全体協議の場で発表するかということですが、いかがでしょうか。

風間委員

お任せしますが、こちらとすれば前回から引き続き個別協議をお願いしたいと思います。

鈴木委員

個別協議で、非公開でお願いします。

昆部会長

それでは、前回に引き続き非公開での個別協議ということで進めます。労側の方から始めますので、使側の皆様にはご退室いただいて待機していただくということでよろしくお願いします。

< 個別協議 >

昆部会長

それでは、公開の上、全体協議を再開します。労使協議の結果、計量器等製造業最低賃金につきましては63円引上げの時間額1,095円、発効日は指定日発効令和8年1月1日とすることで意見がまとまりましたので、改めて採決を行います。賛成の方は挙手願います。

< 公2人、労3人、使2人 >

事務局で確認をお願いします。

岡田賃金室長

事務局で確認させていただきます。賛成 7 人、反対 0 人。以上です。

昆部会長

ただ今の採決の結果、全会一致となりました。従いまして、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、当専門部会の決議を長野地方最低賃金審議会の決議として、長野労働局長に答申することとします。事務局には答申案及び部会長報告案の作成をお願いしますが、事務局からご説明がございますか。

岡田賃金室長

事務局から説明させていただきます。手続きでございますが、第 1 回専門部会の資料 7 の効力発生予定表をご覧いただきたいと思います。こちらが効力発生の最短の予定一覧表になりますが、一番左の列の 10 月 30 日に答申をいただきましたので、その隣を見ますと、本日から異議申出の公示を開始しますので、異議申出の締切りが、11 月 14 日金曜日になります。それで、官報公示日が 12 月 1 日月曜日ですので、最短の発効が 12 月 31 日になるのですが、今回は指定日発効ということで、令和 8 年 1 月 1 日の発効になります。事務局からは、以上です。

昆部会長

事務局からの説明につきまして、御質問等がありますでしょうか。

(無しを確認)

それでは、令和 8 年 1 月 1 日木曜日を発効日として、今後のスケジュールを進めることでよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

それでは、事務局はこれらを踏まえて答申文案と専門部会報告案を作成してください。部会は、文案ができるまで休憩とします。

< 休憩 >

昆部会長

それでは、審議を再開します。事務局で答申文案の朗読をお願いします。

< 事務局で答申文案を朗読 >

事務局で専門部会報告案の朗読をお願いします。

< 事務局で専門部会報告案を朗読 >

答申及び専門部会報告につきましては、ただ今の内容でよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

それでは、それぞれの文書の案の文字を消していただきまして、正式に長野労働局長に答申することにいたします。事務局は準備をお願いします。

< 昆部会長から高橋総務部長へ答申文を手交 >

岡田賃金室長

ただ今、長野労働局長に答申いただきましたので、別途、部会長から審議会会長に対して専門部会報告書を提出するという順番になります。よろしくお願ひします。

昆部会長

その他、事務局からございますか。

岡田賃金室長

それでは、高橋総務部長からご挨拶申し上げます。

高橋総務部長

ただ今、長野県計量器等製造業最低賃金につきまして答申をいただきまして、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、それぞれのお立場から様々なご主張がある中で、特定最低賃金の改正に向けて真摯かつ熱心なご審議をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。また、精力的かつ慎重なご審議の結果として、全会一致での結審をいただきましたことに対しまして、重ねて厚く御礼申し上げます。事務局といたしましては、発効に向けて、迅速かつ適正に事務手続きを進めてまいります。また、最低賃金の周知と履行確保につきましても、万全の措置を講じてまいります。労使の委員の皆様におかれましても、関係団体、関係企業などを通しましての周知につきまして、ご協力を願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

昆部会長

ありがとうございました。それでは議題（2）その他ですが、事務局から何がありますか。

岡田賃金室長

改めまして各委員の皆様には大変ご多忙の中、集中的なご審議をいただき、誠にありがとうございました。今後、事務局といたしましては、令和8年1月1日木曜日の発効に向けた手続きを確実に進めてまいりたいと思います。今年度もいろいろお世話になりありがとうございました。

昆部会長

最後に、労働者代表委員から何かございますか。

風間委員

長時間のご審議に携わっていただきありがとうございました。考え方が異なる部分もあると思いますが、想いは一緒だと思います。私たちは労働者の立場で産業の魅力を高めていきます。取り巻く環境は厳しいですが、引き続き働いていて良かったと思える企業経営をお願いします。以上です。

昆部会長

ありがとうございました。使用者代表委員から何かございますか。

鈴木委員

これだけ厳しい時代ですが、最低賃金がこれだけ上がるということが今まで無かったことですので、そのことも含めて、また、皆さんには中小企業の支援も含めてお願いしたいなというところです。

昆部会長

それではこれで閉会といたします。皆様、大変ご苦労様でございました。

閉会